

	現行の「外貨積立サービス規定」文言	新しい「外貨積立サービス規定」文言
2.	お申込は、店頭または郵送等、当行所定の方法にて積立通貨、引落口座、積立日、積立金額(円貨額もしくは外貨額)等を届け出るものとします。初回の積立希望日より1ヶ月前までに申込書が当行に届くようお申し込みください。	お申込みは、店頭または郵送、プレスティア オンライン等、当行所定の方法にて積立通貨、引落口座、積立日、積立金額(円貨額もしくは外貨額)等を届け出るものとします。初回の積立希望日より1ヶ月前までに申込書が当行に届くようお申込みください。
6.	指定の積立日が土・日・祝日(年末年始含む)の場合および指定の実行月に該当する指定日がない場合は、お客様のご選択に従い処理いたします。	指定の積立日が土・日・祝日(年末年始含む)の場合および指定の実行月に該当する指定日がない場合は、お客様のご選択に従い処理いたします。翌営業日をご選択の場合、積立日が翌月になる場合があります。
12. 1)	解約は、店頭または郵送にて外貨積立サービスの登録の削除の依頼書をご提出いただくか、プレスティアホンバンキングでもお手続きいただけます。その場合、最短で5営業日目からの登録削除になります。郵送の場合には、1ヶ月前までに当行まで書類が到達するよう余裕をもってお手続きください。	1) 解約は、店頭または郵送にて外貨積立サービス申込書をご提出いただくか、プレスティアホンバンキングでもお手続きいただけます。解約のお申し出から処理が完了するまでに数日かかります。次回積立日がお申し出の日に近い場合は次回積立日後に解約扱いになることもございますので、申込書のご提出日にご注意ください。郵送の場合には、1ヶ月前までに当行まで書類が到達するよう余裕をもってお手続きください。
12. 3)	当行は、以下の一つでも該当した場合、前記1)の手続きによらず外貨積立サービスを解約することができるものとします。なお、本条による解約により、当行は何ら責任を負いません。 ① 引落口座が解約された場合 ② 本規定に違反した場合 ③ 外貨積立サービス申し込み時に虚偽があった場合 ④ 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき ⑤ 相続の開始があったとき ⑥ 当行取引規約集一般規約第10条第3項により預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約されたとき ⑦ 上記各号のほか、当行の裁量により、外貨積立サービスを解約すべきと判断したとき	3) 当行は、以下の一つでも該当した場合、前記1)の手続きによらず外貨積立サービスを解約することができるものとします。なお、本条による解約により、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。 ① 引落口座が解約された場合 ② 本規定に違反した場合 ③ 外貨積立サービス申し込み時に虚偽があった場合 ④ 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき ⑤ 相続の開始があったとき ⑥ 当行取引規約集一般規約第10条第3項により預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約されたとき ⑦ 上記各号のほか、合理的な理由があり、当行の裁量により、外貨積立サービスを解約すべきと判断したとき
	2018年7月14日現在	2019年8月19日現在